第1章　歯っぴいトライ（第2次）策定にあたって

1．策定の経緯

口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることなどを背景に、国において、平成23年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律に基づき、平成24年に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が策定されました。

東大阪市では、平成25年3月に策定した「第2次東大阪市健康増進計画　健康トライ21（第2次）」において、健康分野の一つとして歯・口腔の健康づくりを推進するとともに、歯科口腔保健の向上に取り組むための具体的な行動計画・指標として「東大阪市歯科口腔保健計画　歯っぴいトライ」（以下、「歯っぴいトライ」とする。）を平成26年3月に策定しました。

また、平成31年3月には中間評価を行い、歯っぴいトライ策定から5年間の歯科口腔保健に関する取組みの成果や目標の達成度について評価し、その結果を踏まえ、各ライフステージの取組みを引き続き推進してきました。

今年度は、歯っぴいトライ策定から10年が経過することから、最終評価を行い、策定時に設定した目標についてその達成状況を評価し、本市の歯科口腔保健の状況及び課題を明らかにするとともに、国が新たに示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」の内容も踏まえ、「第2次東大阪市歯科口腔保健計画　歯っぴいトライ（第2次）」（以下、「歯っぴいトライ（第2次）」とする。）を策定し、さらなる歯科口腔保健の推進を図ることとしました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として定めるものです。

また、国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」及び大阪府の「第3次大阪府歯科口腔保健計画」の内容を踏まえながら、市民の健康づくりを推進する「第3次東大阪市健康増進計画　健康トライ21（第3次）」（以下、「健康トライ21（第3次）」とする。）などの、関連が深い庁内関連計画との整合性を図っています。

■東大阪市における第2次東大阪市歯科口腔保健計画の位置づけ

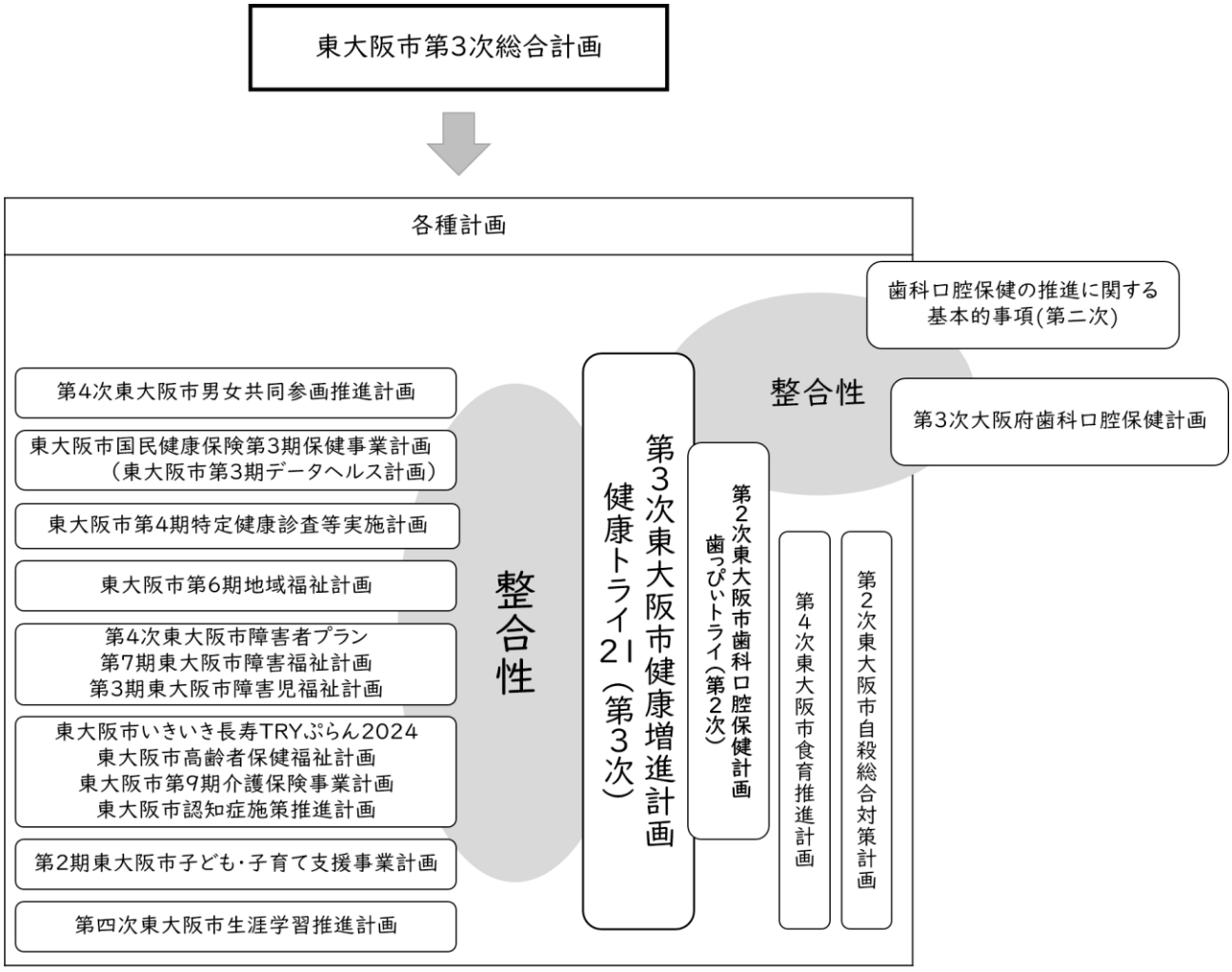

3. 計画期間

本計画期間は、健康トライ21（第3次）などの関連する他の計画の計画期間などを踏まえ、令和6年度から令和17年度までの12年間とします。また、計画開始後6年（令和11年度）を目途に中間評価を行うとともに、計画開始後11年（令和16年度）を目途に最終評価を行うこととし、取組みの成果及び目標の達成状況について適切な評価を行います。なお、計画開始後であっても、必要に応じて、目標などの見直しを行います。